

○国土交通省告示第八百八十六号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八の規定に基づき、先進船舶の対象範囲を定める告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

先進船舶の対象範囲を定める告示

第一条 海上運送法施行規則（以下「規則」という。）第四十二条の八第一号に規定する物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 液化天然ガス
- 二 液化石油ガス
- 三 水素ガス

第二条 規則第四十二条の八第二号に規定する技術は、インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）とする。